

### Ⅲ 在宅介護業及び施設介護業

#### 1 在宅介護業及び施設介護業について

今回メンテナンスを行った「在宅介護業」及び「施設介護業」は、介護を必要とする高齢者が増加する中で、良質なサービスを安定的に提供していくには、介護サービスの担い手となる人材を十分に確保するだけでなく、これらの職員の意欲と能力を高め、定着・育成を図ることが大きな課題となっています。このような課題に対応するため、各介護業で働く「スタッフの能力要件」を中心に取組みとめて、職業能力評価基準を策定しています。

#### 2 職業能力評価基準の改訂について

##### (1) 検討体制

在宅介護業及び施設介護業の職業能力評価基準策定に当たっては、中央職業能力開発協会において、一般社団法人日本在宅介護協会（会長 寺田 明彦）、公益社団法人全国老人保健施設協会（会長 木川田 典彌）及び公益社団法人全国老人福祉施設協議会（会長 中田 清）との連携のもと、包括的職業能力評価制度整備委員会（座長 堀田 聡子：独立行政法人労働政策研究・研修機構人材育成部門研究員）を設置し、検討を行いました。

##### (2) 改訂した内容について

「職業能力評価基準（在宅介護業）」の策定（平成19年3月公表）及び「職業能力評価基準（施設介護業）」の策定（平成22年12月公表）後、介護プロフェッショナル・キャリア段位制度の実施など介護業界を取り巻く環境の変化を踏まえ、改訂することとなりました。その主な改訂内容については、以下のとおりです。

- 1) 在宅介護業と施設介護業の整合性を図るため、レベルの区切りについて統一した。
- 2) 「介護プロフェッショナル・キャリア段位制度」との整合性を図るため、各「能力ユニット名」、「職務遂行のための基準」の記載内容をアップデートした。

##### (3) 職種・職務について

「在宅介護業」及び「施設介護業」における職種・職務は、現行どおりとなっています。

図5-1 在宅介護業の職業能力評価基準の全体構成

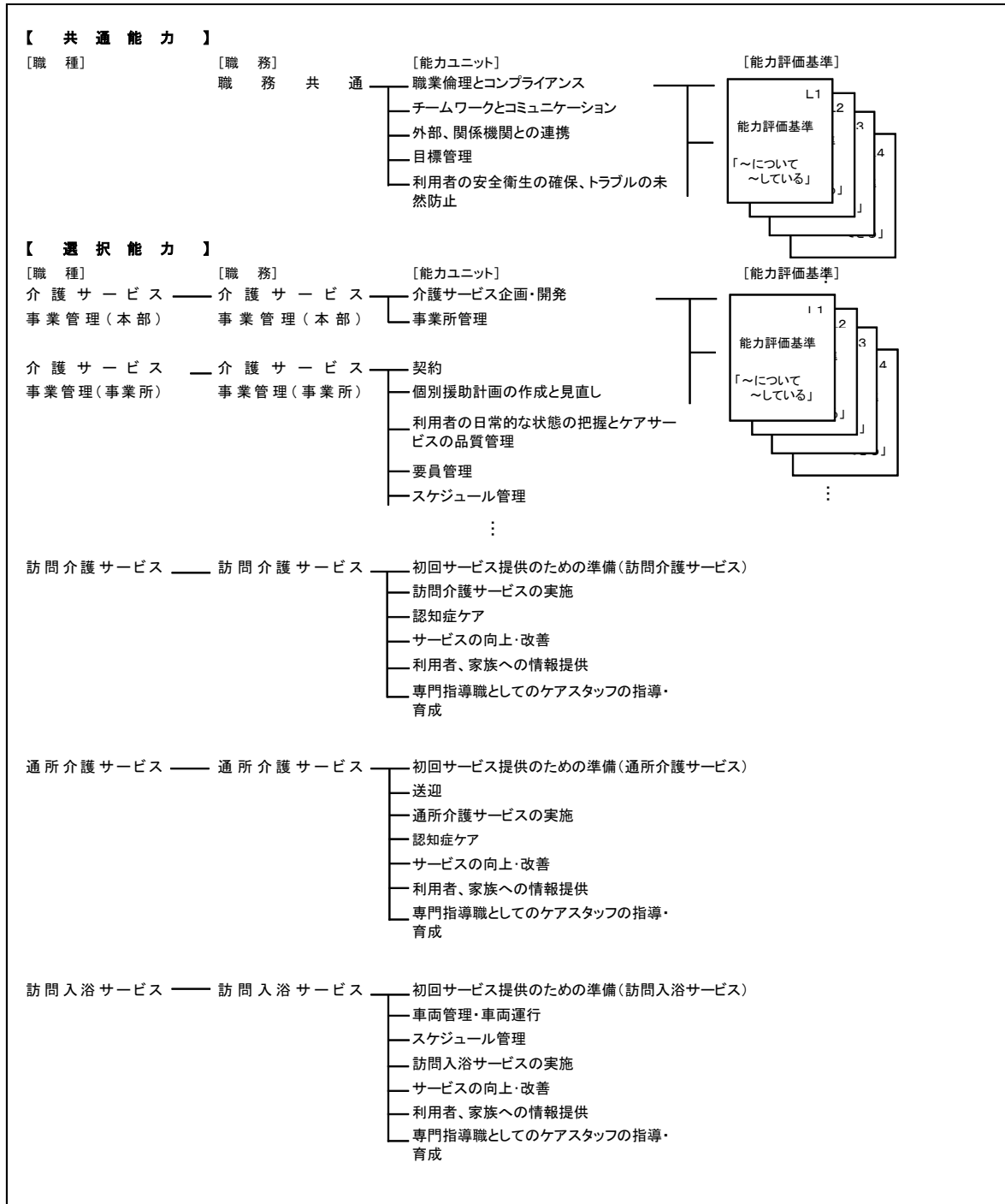
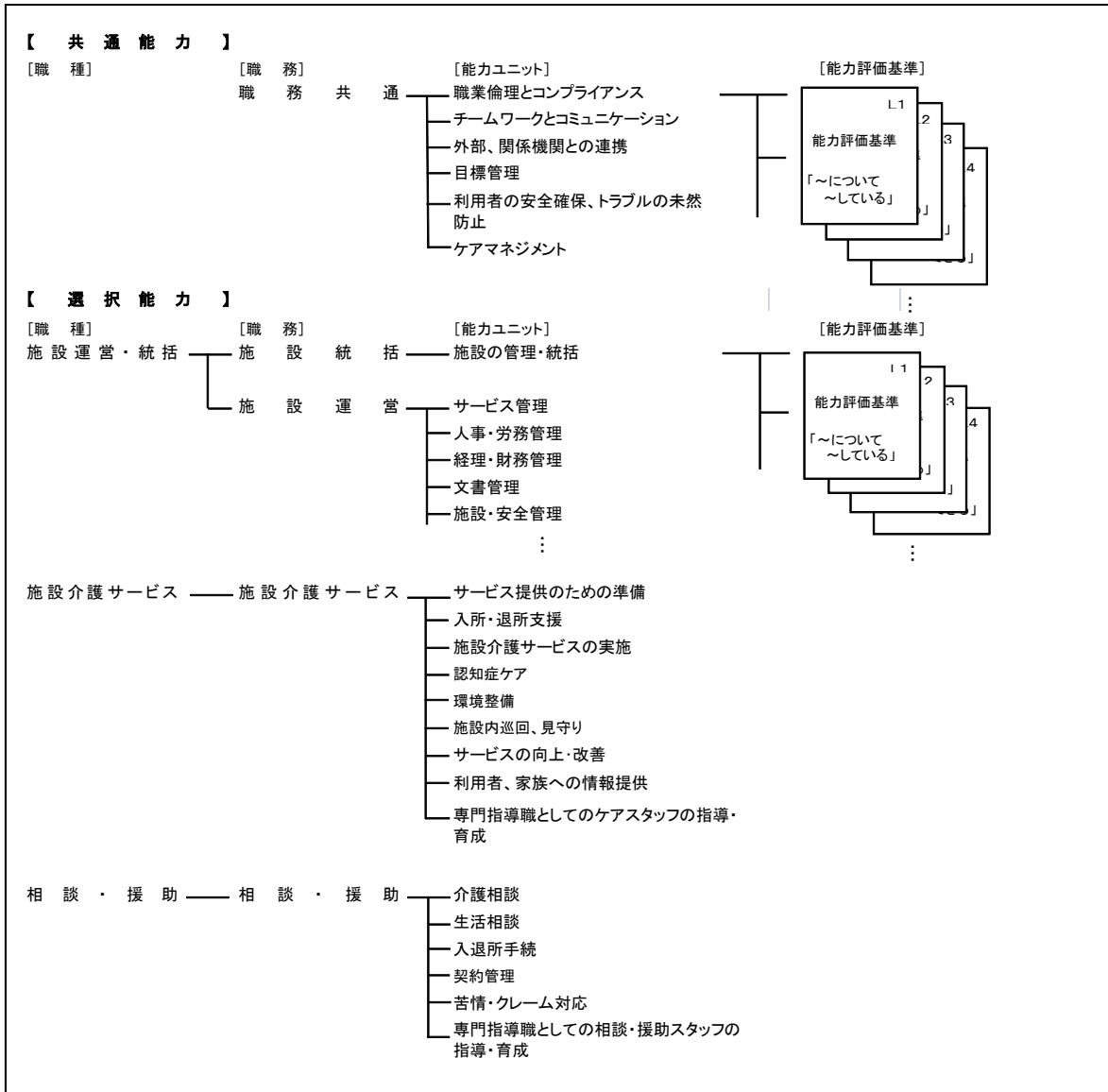


図5-2 施設介護業の職業能力評価基準の全体構成



### 3 レベルの設定

職業能力評価基準は、担当者に必要とされる能力水準（レベル1）から組織・部門の責任者に必要とされる能力水準（レベル4）まで4つのレベルを設定しています。

職業能力評価基準全体に共通するレベル区分の考え方に沿いながら、より具体的にイメージできるよう、在宅介護業及び施設介護業におけるレベル区分の目安を設定しました（図6参照）。

図 6 - 1 在宅介護業のレベル区分の目安

レベル区分	事業所		本部
	専門職(ケアスタッフ)	介護サービス事業管理	
レベル4	<p>&lt;スーパーバイザー&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ケアスタッフの教育・指導専門職として、ケアのスーパーバイズ、同行訪問によるスキル指導やOJT、研修講師、カウンセリング等を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数サービス、または複数事業所の責任者として、全体の運営方針および目標の設定を行い、その実現に向けて、統括する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模のグループやチームの責任者として、広範かつ統合的な判断および意思決定を行い、企業利益を先導・創造する業務を遂行する</li> </ul>
レベル3	<p>&lt;上級&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幅広い実務知識と経験を有し、難易度が極めて高いケースにも対応する</li> <li>他者の模範となり、新人や後輩を指導する</li> <li>緊急時の対応を適切に行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>単一サービスの管理者として、運営方針および目標の設定を行い、その実現に向けて業務全体を統括する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中規模のグループやチームの責任者として、上位方針を踏まえて、管理運営、計画作成、業務遂行、問題解決等を行い、企業利益を創出する業務を遂行する</li> </ul>
レベル2	<p>&lt;中級&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基礎的な実務知識、技能を応用し、比較的難易度の高いケースにも対応する</li> <li>決められた内容のサービスを、手際良く効率的に実施する</li> <li>利用者のニーズや、状況の変化に適切に対応する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所における小規模グループやチームのリーダーとして、管理者を補佐し、サービスの品質管理、スタッフの指導、業務の企画・立案、業務改善等を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小規模のグループやチームの中心メンバーとして、創意工夫を凝らし、自主的な判断、改善、提案を行いながら、業務を遂行する</li> </ul>
レベル1	<p>&lt;初級&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基礎的な実務知識、技能を有し、比較的難易度の高いケースを担当する</li> <li>決められた内容のサービスを、決められた手順で実施する</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>実務担当者として、上司の指示・助言を受けながら、担当する標準的な業務を、確実に遂行する</li> </ul>

図 6 - 2 施設介護業のレベル区分の目安

レベル区分	施設運営・統括	施設介護サービス	相談・援助
レベル4	<p>&lt;統括責任者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理統括者またはそれに準じる立場で、施設の運営方針を定め、広範かつ統合的な判断および意思決定を行いながら施設を統括する</li> </ul>	<p>&lt;スーパーバイザー&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ケアスタッフの教育・指導専門職として、ケアのスーパーバイズによるスキル指導やOJT、研修講師、カウンセリング等を行う</li> </ul>	<p>&lt;スーパーバイザー&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相談・援助スタッフの教育・指導専門職として、下位者のスーパーバイズによるスキル指導やOJT、研修講師、カウンセリング等を行う</li> </ul>
レベル3	<p>&lt;上級スタッフ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>グループやチームのリーダーとして、上位方針を踏まえて、施設の管理運営、計画作成、業務遂行、問題解決等を行う</li> </ul>	<p>&lt;上級スタッフ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幅広い実務知識と経験を有し、難易度が極めて高いケースにも的確に対応する</li> <li>他者の模範となり、新人や後輩を指導する 緊急時の対応を適切に行う</li> </ul>	<p>&lt;上級スタッフ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幅広い実務知識と経験を有し、複雑で難易度が高いケースについても相談・援助を行うほか、クレーム、トラブルなど突発・緊急事態にも適切に対応する</li> <li>他者の模範となり、新人や後輩を指導する</li> </ul>
レベル2	<p>&lt;中級スタッフ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>グループやチームの中心メンバーとして、創意工夫を凝らし、自主的な判断、改善、提案を行いながら、業務を遂行する</li> </ul>	<p>&lt;中級スタッフ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基礎的な実務知識、技能を個別ケースに応用し、状況に即して的確な介護サービスを実施する</li> </ul>	<p>&lt;中級スタッフ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基礎的な実務知識を個別ケースに応用し、利用者・家族に対する相談・援助サービスの提供や、関係機関との連絡調整等を適切に遂行する</li> </ul>
レベル1	<p>&lt;初級スタッフ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実務担当者として、上司の指示・助言を受けながら、担当する基本的な業務を、確実に遂行する</li> </ul>	<p>&lt;初級スタッフ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基礎的な実務知識、技能を有し、基本的な介護サービスを決められた手順で実施する</li> </ul>	<p>&lt;初級スタッフ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基礎的な実務知識、技能を有し、上司の指導・助言のもと、利用者・家族に対する相談援助サービスや、関係機関との連絡調整等を担当する</li> </ul>

(注) 上表はそれぞれの職種における能力の発展段階を4段階で示したものであり、たとえ同一レベルに位置づけられている場合であっても、施設内での職位や職責、賃金処遇等は同一とは限らない。(例: 統括責任者とスーパーバイザーはいずれも「レベル4」に位置づけられているが、施設内での職位や職責、賃金処遇等は必ずしも同一ではない。)

## 4-1 在宅介護業の職業能力評価基準の例

レベル1		レベル2		レベル3		レベル4			
ユニット番号25S030L11									
選択 能力ユニット	能力ユニット名	食事介助(訪問介護サービス)							
	概要	利用者がおいしく楽しい食事ができるよう援助する能力							
能力細目	職務遂行のための基準								
①食事の準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 衛生面に気をつけて、手洗い、うがい、身支度を確実にしている。</li> <li>○ 必要な食器、自助具、おしぼり、エプロン、水分摂取の道具等必要な物品を、清潔を確認して確実に準備している。</li> <li>○ 料理を確認し、利用者が食べやすい状態であることを確認している。(例:嚥下障害のある利用者の食事に適切などろみをつける、禁忌食の確認をする、飲み込むことができる食べ物の形態かどうかを確認する等。)</li> <li>○ 利用者の身体状況に合わせて、食べやすいように食器をセッティングしている。</li> <li>○ 利用者の身体状況(体調、食欲、口腔内の状況、義歯の有無等)を確認している。</li> <li>○ 利用者が安全・安楽に食事ができるような姿勢に配慮している。(例:食べやすい座位の位置にする、体幹の傾きはないか等座位の安定を確認する、テーブルの高さを調整する等。)</li> <li>○ 利用者が顎が引けている状態で食事が取れるようにしている。</li> </ul>								
	②食事介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食事の献立や中身を利用者へ説明する等食欲がわくように声かけを行い、食事をとる楽しい雰囲気づくりを心掛けている。</li> <li>○ 食事介助に関する基礎知識を有し、比較的自力で食事をとることができる利用者に対して、食事の見守り、および必要な介助を適切に行っている。利用者のペースに合わせて、あせらず、ゆっくり介助している。</li> <li>○ 利用者の食べたいものを聞きながら利用者と同じ目線の高さで介助し、しっかり咀嚼して飲み込んだことを確認してから適切な量の次の食事を口に運んでいる。</li> <li>○ 自力での摂食を促し、必要時に介助を行っている。</li> <li>○ 利用者のADL、嗜好、食事制限等を理解し、利用者の体調変化、嚥下・咀嚼の状況等にも目を配り、安全に気をつけている。</li> <li>○ 誤嚥・窒息の際の対応方法についての知識を有し、異常時には迅速に家族、上位者、医療職等に報告、連絡している。</li> <li>○ 利用者の摂取した食事・水分の量やかかった時間、誤嚥の有無、服薬状況等を正確に記録するとともに、必要に応じて家族上位者、医療職等に報告している。</li> </ul>							
③食後の介助、 口腔ケア		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 出来る利用者には、義歯の着脱、自分で磨ける部分のブラッシング、その後のうがいを促して口腔ケアを行っている。</li> <li>○ 義歯の着脱の際、利用者に着脱を理解してもらい、口を大きく開けて口腔内に傷をつけないよう配慮しながら、無理なく行っている。</li> <li>○ スポンジブラシやガーゼ等を用いた清拭について、利用者に不快感を与えないよう速やかに行っている。</li> <li>○ 歯磨きや清拭の後、口腔内を確認し、磨き残し、歯茎の腫れ、出血等がないか確認している。</li> <li>○ 食後しばらくは、利用者に安全・安楽な姿勢で休憩してもらっている(休憩、必要な場合には静養室での午睡等)。</li> <li>○ 残った食事を片づけるとともに、使用した食器や物品等を元の場所に確実に片づけている。片づけの際は、残った食事の保存または廃棄、片づける場所等を利用者に確認した上で、適切に行っている。</li> </ul>							
	<p>●必要な知識</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 介護保険法の知識                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険の範囲内で行えるサービス、制約</li> </ul> </li> <li>2. ケアマネジメントに関する知識                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアマネジメントのしくみ、機関とその役割</li> <li>・アセスメントとケアプラン</li> <li>・介護計画</li> <li>・職種間の連携</li> <li>・フォーマル、インフォーマルサービス</li> </ul> </li> <li>3. サービスプロセス</li> <li>4. 介護職の倫理と職務</li> <li>5. 受け入れの際に確認すべき事項についての知識</li> <li>6. サービス実施の手順や留意点についての知識                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴、食事、排泄、整容、水分摂取</li> <li>・レクリエーション、アクティビティ、機能訓練</li> <li>・看取り介護</li> </ul> </li> </ol> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>7. モニタリングの意義</li> <li>8. サービス担当者会議やケアカンファレンスの意義</li> <li>9. 観察、記録</li> <li>10. ソーシャルワークに関する知識</li> <li>11. 障害と疾病に関する基礎知識</li> <li>12. 認知症に関する基礎知識</li> <li>13. 生活支援の理念                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・QOL、自立支援、介護予防</li> </ul> </li> <li>14. 介護基本知識                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・職務の理解、介護における尊厳の保持・自立支援、介護の基本、介護・福祉サービスの理解と医療の連携、介護におけるコミュニケーション技術、老化の理解、認知症の理解、障害の理解、</li> <li>・ころからからだのしくみと生活支援技術、振り返り</li> </ul> </li> </ol> </td> </tr> </table>								<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 介護保険法の知識                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険の範囲内で行えるサービス、制約</li> </ul> </li> <li>2. ケアマネジメントに関する知識                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアマネジメントのしくみ、機関とその役割</li> <li>・アセスメントとケアプラン</li> <li>・介護計画</li> <li>・職種間の連携</li> <li>・フォーマル、インフォーマルサービス</li> </ul> </li> <li>3. サービスプロセス</li> <li>4. 介護職の倫理と職務</li> <li>5. 受け入れの際に確認すべき事項についての知識</li> <li>6. サービス実施の手順や留意点についての知識                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴、食事、排泄、整容、水分摂取</li> <li>・レクリエーション、アクティビティ、機能訓練</li> <li>・看取り介護</li> </ul> </li> </ol>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 介護保険法の知識                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険の範囲内で行えるサービス、制約</li> </ul> </li> <li>2. ケアマネジメントに関する知識                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアマネジメントのしくみ、機関とその役割</li> <li>・アセスメントとケアプラン</li> <li>・介護計画</li> <li>・職種間の連携</li> <li>・フォーマル、インフォーマルサービス</li> </ul> </li> <li>3. サービスプロセス</li> <li>4. 介護職の倫理と職務</li> <li>5. 受け入れの際に確認すべき事項についての知識</li> <li>6. サービス実施の手順や留意点についての知識                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴、食事、排泄、整容、水分摂取</li> <li>・レクリエーション、アクティビティ、機能訓練</li> <li>・看取り介護</li> </ul> </li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>7. モニタリングの意義</li> <li>8. サービス担当者会議やケアカンファレンスの意義</li> <li>9. 観察、記録</li> <li>10. ソーシャルワークに関する知識</li> <li>11. 障害と疾病に関する基礎知識</li> <li>12. 認知症に関する基礎知識</li> <li>13. 生活支援の理念                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・QOL、自立支援、介護予防</li> </ul> </li> <li>14. 介護基本知識                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・職務の理解、介護における尊厳の保持・自立支援、介護の基本、介護・福祉サービスの理解と医療の連携、介護におけるコミュニケーション技術、老化の理解、認知症の理解、障害の理解、</li> <li>・ころからからだのしくみと生活支援技術、振り返り</li> </ul> </li> </ol>								
共通									
事業管理(本部)									
事業管理(事業所)									
訪問介護サービス									
通所介護サービス									
訪問入浴サービス									

## 4-2 施設介護業の職業能力評価基準の例

レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	共通
ユニット番号44S026L11				
選択 能力ユニット	能力ユニット名	入浴介助		
	概要	利用者の快適で安全な入浴を援助する能力		

能力細目	職務遂行のための基準	施設運営・統括
①入浴準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 浴室内の準備(シャンプー、石鹸、洗面器等必要な物品、浴室内の室温調整、湯温の確認等)を確実にやっている。</li> <li>○ 脱衣所の準備(脱衣カゴ、着替え、排泄用具等必要な物品の用意、脱衣室内の室温調整等)を確実にやっている。</li> <li>○ 入浴時の事故防止を心がけた環境整備を行っている。</li> <li>○ バイタルサインの測定や利用者へのヒアリング等による体調確認、意向確認を行い、入浴や清拭の可否について確認している。</li> <li>○ バイタルサインや医療職の指示、既往歴などに基づいて、利用者の状態や希望に応じた入浴方法を選択している。</li> <li>○ スクリーンやバスタオルを使いプライバシーに配慮し、健側から患側の順番で脱衣を行うとともに、ボタンの取り外し等、自力のできる場所は自分で行うよう利用者に促している。</li> </ul>	
②入浴介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入浴介助の基礎知識および洗体、洗髪、洗顔等、基本的な洗い方の知識を有し、ADLが比較的に自立した利用者・通常浴槽利用者に対して、誘導、声かけ、見守り、洗体介助、湯船への移動介助を適切に行っている。</li> <li>○ 末梢から中枢の順番で洗体を行い、陰部は健側の手で洗ってもらっている。</li> <li>○ 浴槽に入る時は、利用者に手すり等をつかんでもらうとともに、バランスを崩さないよう身体を支えて介助している。</li> <li>○ 簡易リフト等の入浴機器を用いて入浴する場合には、利用者の身体の位置を確認し、手が挟まれる等の事故に注意して、安全に介助している。</li> <li>○ 入浴時のリスクを把握し、安全確認を適切に行っている。</li> <li>○ 入浴中は、入浴時間(湯に浸かっている時間)をチェックし、利用者の体調変化や安全に常に気を配っている。</li> <li>○ 入浴中は、湯温やシャワーの温度、室温等、利用者の快適性に常に気を配っている。</li> <li>○ 利用者が入浴を楽しめるよう、適切な声かけやコミュニケーションをとりながら介助を行っている。</li> <li>○ スクリーンやバスタオル等を使いプライバシーや保温に配慮し、末梢から中枢の順番で拭く等、適切な手順で清拭を行っている。</li> <li>○ 利用者の全身状態や入浴の状態等を観察し、必要に応じて記録したり、上位者や医療職等に報告している。</li> </ul>	
③入浴後の介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 声かけを行いながら、体を拭き、着衣、髪を乾かし整髪を行う等の一連の介助を、利用者のペースに合わせて適切かつ安全に行っている。</li> <li>○ 入浴後、利用者の体調に変化がないか確認するとともに、水分摂取、休息等を促し、快適に過ごせるように配慮している。また、利用者が湯冷めしないように留意している。</li> </ul>	

### ●必要な知識

<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 介護保険法の知識             <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険の範囲内で行えるサービス、制約</li> </ul> </li> <li>2. ケアマネジメントに関する知識             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアマネジメントのしくみ、機関とその役割</li> <li>・アセスメントとケアプラン</li> <li>・介護計画</li> <li>・職種間の連携</li> <li>・フォーマル、インフォーマルサービス</li> </ul> </li> <li>3. サービスプロセス</li> <li>4. 介護職の倫理と職務</li> <li>5. 受け入れの際に確認すべき事項についての知識</li> <li>6. サービス実施の手順や留意点についての知識             <ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴、食事、排泄、整容、水分摂取</li> <li>・レクリエーション、アクティビティ、機能訓練</li> <li>・看取り介護</li> </ul> </li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>7. モニタリングの意義</li> <li>8. サービス担当者会議やケアカンファレンスの意義</li> <li>9. 観察、記録</li> <li>10. ソーシャルワークに関する知識</li> <li>11. 障害と疾病に関する基礎知識</li> <li>12. 認知症に関する基礎知識</li> <li>13. 生活支援の理念             <ul style="list-style-type: none"> <li>・QOL、自立支援、介護予防</li> </ul> </li> <li>14. 介護基本知識             <ul style="list-style-type: none"> <li>・職務の理解、介護における尊厳の保持・自立支援、介護の基本、介護・福祉サービスの理解と医療の連携、介護におけるコミュニケーション技術、老化の理解、認知症の理解、障害の理解、こころとからだのしくみと生活支援技術、振り返り</li> </ul> </li> </ol>
---	---